

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)		署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
コスタリカ	国営ラジオ・テレビ局番組ソフト整備計画のための贈与に関する日本国政府とコスタリカ共和国政府との間の交換公文	国営ラジオ・テレビ局番組ソフト整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	47,000千円 H24.3.31まで		H21.12.16 サンホセ で (同日)	日本側 山口英一在コスタリカ大使 コスタリカ側 ナルレーノ・スタタニョ・ウガルテ外務・宗務大臣	H22.1.7 15号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、_____と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。